

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案及び検討については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
280825002	28年8月25日	28年9月5日	28年9月30日	学士号保持者に保育士資格を与える	保育士が足りない現在、学士号保持者は自動的に保育士の資格を与えることによって、ほぼこの問題を解決できると思います。直ちにできない場合、簡易な試験か簡易な講義を経て、与えるも。 ##### 更に高校教員免許は小、中学校の教員免許を自動的に適用する。同じに中学校教員免許は小学校の教員免許を自動的に適用する。	個人	文部科学省 厚生労働省	【文部科学省】 教員は、原則として、学校の種類及び中学校や高等学校においては教科毎の教員免許状を有していなければなりません。(相当免許状主義) ただし、いくつかの例外規定もあり、中学校及び高等学校の教諭の免許状を有する者は、小学校においてそれぞれの該当する免許状に係る教科に相当する教科に加え、総合的な学習の時間、道徳、特別活動等も教授できます。 また、普通等の一部の教科の高等学校の教諭の免許状を有する者は、中学校において、それぞれの免許状に係る教科に相当する教科に加え、総合的な学習の時間を教授できます。 これに加えて、他の学校種の免許状を取得する方法として、一定の勤務経験を有する者については、免許状の取得に必要な単位数を軽減する措置を設けています。  【厚生労働省】 保育士資格取得方法として、①指定保育養成施設の卒業、又は②保育士試験の合格の二つ方法があります。	【文部科学省】 教育職員免許法第三条、第六条別表第八、第十、第十六条の五、教育職員免許法施行規則第六十六條の三  【厚生労働省】 児童福祉法第18条の6第1項、第2項 国家戦略特別区域法第12条の4	【文部科学省】 現行制度下で対応可能  【厚生労働省】 ①対応不可 ②現行制度下で対応可能	【文部科学省】 中学校及び高等学校においては、教科毎に教員免許状が定められており、当該教員免許状を有する者は、小学校においてもそれぞれの該当する免許状に係る教科に相当する教科を教授することができます(教育職員免許法第十六条の五)。また、義務教育学校の創設に際し、教授可能な範囲として、道徳及び特別活動を加えたことに伴い、事実上小学校の担任を受け持つことも可能となりました(教育職員免許法施行規則第六十六條の三)。 また、中学校や高等学校の教諭の免許状を有する者で、当該学校において教諭等として3年の勤務経験を有する場合には、隣接校種の免許状の取得に必要な単位数を大幅に軽減し、両免許状の保有を促進しています(教育職員免許法第六條別表第八)。  【厚生労働省】 保育士は児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う専門家であり、その資格を有して業務に従事しています。保育士資格の取得には、①指定保育士養成施設の卒業又は②保育士試験の合格のいずれかが必要であり、どちらも保育についての専門的知識及び技術の習得を求めるものとなっているため、ご提案の内容では専門性の確保が困難です。 なお、保育人材の確保のため、保育士試験については年2回実施を推進しています。また、保育士試験の合格には筆記試験及び実技試験双方の合格が必要であるところ、実技試験が不合格であった場合であっても、筆記試験で合格した科目については次回以降の保育士試験に引き継ぐことが可能となっています。	
280912001	28年9月12日	28年10月5日	28年10月31日	小・中学校における「交通安全教育」を義務教育カリキュラムに組み込む	道路交通法が改正され14歳以上を対象とする「自転車運転者講習制度」の導入など、低年齢者への交通安全対策の強化が図られている現状を受け、より重篤な結果を招く可能性の高い自動車に対する交通安全教育についてもより早い時期から実施されることが望ましく、児童・生徒を対象とした自動車に関する交通安全意識を高めるための教育を実施すべく、小・中学校における義務教育カリキュラムに交通安全教育を組み込み、交通事故発生件数、死亡件数などの低減につなげて頂きたいと要望する。	(一社)日本自動車連合会	文部科学省	第10次交通安全基本計画(平成28年3月11日中央交通安全対策会議)においては、自転車を使用することが多い小学生、中学生及び高校生に対しては、交通安全の一員であることを考慮し、自転車運転者講習制度の施行も踏まえ、自転車利用に関する道路交通の基礎知識、交通安全意識及び交通マナーに係る教育を充実させることとしており、また、現行の小・中学校学習指導要領には、体育・保健体育を中心とする各教科や、特別活動において交通事故防止に関する内容が示されています。	小学校学習指導要領(平成20年3月告示第27号) 中学校学習指導要領(平成20年告示第28号)	現行制度下で対応可能	現在、小・中学校においては、学習指導要領に基づき、学校の教育活動全体を通じて、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、危険の予測と回避、交通ルールの意味及び必要性、権限等の意味、応急手当等について交通安全教育を実施しています。	
281101013	28年11月1日	28年11月16日	28年12月28日	学校休業日の分散化に係る周知徹底	【具体的内容】 都道府県・市区町村の教育委員会に対して、地域ごとの学校休業日の設定を積極的に検討してほしい旨を改めて周知徹底する。  【提案理由】 学校教育法施行令第29条のとおり、公立学校の学校休業日は各教育委員会が定めることとされており、それを踏まえて、今年4月25日に文部科学省より各都道府県・指定都市教育委員会に対して、地域における柔軟な学校休業日の設定等の依頼が出されているものの、地域毎に休暇が十分に分散したとまでは言いがたい状況である。  学校休業日の柔軟な運用が十分に図られ徹底し、地域ごとに異なる学校休業日を実現し、経済界の有休取得の促進と歩調を合わせられれば、大きな財政出動をすることなく、家族旅行の機会を増加させ、新たな旅行需要を創出するという高い経済効果が期待されるだけで、旅行需要のピークカットにもつながる。	(一社)日本経済団体連合会	文部科学省	公立学校の休業日については、学校の設置者である教育委員会が定めることとされています。 ○平成28年4月25日付で、学校休業日に関する情報を地域の経済団体や社会教育施設等の学校以外の関係者とも共有し、幅広い関係者の中で学校休業日の設定について積極的に検討することを啓発・周知する旨の文書を、教育委員会宛に発行しています。	学校教育法施行令第29条等、平成28年4月25日付文部科学省事務連絡	現行制度下で対応可能	公立学校の休業日の設定は、各地域で様々な工夫が可能な制度となっており、従前から各地で様々な工夫がなされてきました。 ○このような取組が各地でより一層進むよう、平成28年4月25日付で教育委員会宛に事務連絡を発出するとともに、文部科学省が発行しているメールマガジン(平成28年5月)や刊行物(平成28年7月)等による広報、教育委員会担当者が集まる会議(平成28年6〜7月)での周知を行ってきました。 ○引き続き、様々な機会を活用し、教育委員会等に対する周知を行ってまいります。	

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
281101014	28年11月1日	28年11月16日	28年12月28日		<p>【具体的内容】 教育関係者が利活用しやすく、また権利者への適切な対価還元や、教育産業への配慮などのバランスの取れた適切な著作権保護の仕組み構築等を前提として、 (1)教員や児童・生徒が一部著作物を複製し作成した教材や作品等が保存された校内LANサーバや自治体が設置するサーバ等に、教員や児童・生徒が学校からだけでなく家庭からもアクセス可能にするべきである(著作権法第35条1項で認められている「複製」だけでなく、「異時送信」および「共有」も認めるべきである)。 (2)これらの校内サーバ等に蓄積された教材や作品等を、他の教員やクラス等でも使用することを認めるべきである。</p> <p>法改正に伴う運用方法等のガイドライン作成にあたっては、文部科学省指導の下、権利関係者と教育関係者双方の有識者の見解を踏まえることを強く要望する。</p> <p>なお、学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第35条ガイドラインで禁止されている教員や児童・生徒が一部著作物を複製し作成した教材や作品等を校内サーバ等に蓄積することは、校内で使用するためのアクセス限定であれば、「授業の過程」を伝達に解釈すれば、著作権法第35条1項で認められている事項であることを、文部科学省は学校関係者に広く周知すべきである。</p> <p>【提案理由】 教員や児童・生徒が一部著作物を複製し作成した教材や作品等を校内LANサーバや自治体が設置するサーバ等に保存しても、教員や児童・生徒が学校以外の場所からのアクセスが出来ず、また他の教員やクラスで使用するための共有が出来ないため、教員によるICT活用に制約が生じている。その結果、教員がICTを活用する意欲が高まらず、教員のICT活用指適力の向上が不十分となり、児童・生徒にとっても、ICTを活用した効果的な学びの機会が失われている。 インターネットやテクノロジーの進展により、社会が急速に変化する中、教育現場におけるICT化も進展しつつあり、教育現場の利用実態に即したものと異なるよう、関係者で改めて検討すべきである。</p> <p>【要望が実現した場合の効果】 校内サーバ等に蓄積された教員や児童・生徒が一部著作物を複製し作成した教材や作品等を休み時間や家庭学習等も含め利用できるようなると、学びたい時に学ぶことができ、児童・生徒の主体的な学びに資することになる。さらには教員はICT活用意欲が上がり、そのスキル向上を通じて、ICTを活用した効果的な学びを実現することができ、児童・生徒の資質・能力の育成に繋がる。 また、校内サーバ等に蓄積された教員や児童・生徒が一部著作物を複製し作成した教材や作品等を他の教員やクラス等でも使用できるようになれば、良質な教材や作品等の共有が促され、授業改善が促され、児童・生徒の資質・能力の向上、児童・生徒同士による学び合いにより学びの質の向上に繋がる。さらに利活用が進み各種履歴が蓄積されていけば、データとして分析もでき、さらなる好循環を生むことも期待される。</p>	(一社)日本経済団体連合会	文部科学省	ご提案のような目的での著作物の利用については、著作権者の許諾を得ることにより、その許諾の範囲内において当該著作物を利用することができます(著作権法第63条第1項・第2項)。 この他、著作権法上、一定の場合には、権利制限規定により、著作権者の許諾なく著作物を利用することができることとされています。 例えば、公表された著作物は、公正な償行に合致するものであり、かつ引用の目的の正当な範囲内で行われるのであれば、引用して利用することができます(同法第32条第1項)。 なお、学校その他の教育機関における著作物の利用については、一定の条件下で、複製と授業の同時中継のための公表を行うことができますが(同法第35条)、その他の場合には、権利制限規定の適用がある場合を除き、権利者の許諾なく著作物を利用することはできません。	著作権法第32条第1項、第35条、第63条第1項・第2項	事実認識	著作権法は、基本的には民法の特別法であり、私人の財産権である著作権(私権)等について定める法律であって、著作物の利用を規制(禁止)するものではありません。なお、教育の情報化の推進等に関しては、文化審議院著作権分科会法制・基本問題小委員会において、授業の過程において教材・参考文献や講義映像等を送達する際や、教育目的で教員や教育機関の間で教材等を共有する際の著作物の利用円滑化について、教育関係者や権利者の意見を聴取した上で、検討を行っているところです。	◎
281101052	28年11月1日	28年11月16日	28年12月28日		<p>【具体的内容】 埋蔵文化財包蔵地内における「本発掘調査」の費用を事業者が全額負担する運用を見直すとともに、当該調査後に現状保存を命じられた場合の事業者に対する補償を明確化すべきである。 例えば、事業者が負担すべき本発掘調査の費用に上限を設け、上限額を超える費用については国庫負担とする、現状保存を命じられた場合の補償(買取り等)を事前に明確にすることが考えられる。</p> <p>【提案理由】 土木工事等を計画する地域が埋蔵文化財包蔵地内であった場合、まず、現況調査(試掘確認調査)を実施し、その結果に応じて本発掘調査が必要な場合がある。本発掘調査の費用負担について文化財保護法に明確な規定が存在しないにも関わらず、文化財保護法第4条第1項(一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力をしなければならない)を根拠に、「原因者負担が原則」として、事業者が全額を負担する運用がなされており、事業者の負担が大きい。 また、本発掘調査の結果によっては、現状保存を命じられ、已むを得ず事業計画を縮小・断念することがあるが、その場合の補償についての明確な規定が存在しないため、事業者の予見可能性が不透明な状況となっている。 このため、事業者は投資額の把握や費用面でのリスク評価という面が不明瞭なまま事業計画を進めざるを得ないほか、事業実現の可否(=土地を自由に使えるのか)すらも本発掘工事の完了まで把握できず、埋蔵文化財包蔵地の活用に躊躇とざるを得ない。 そこで、本発掘調査において事業者が費用を全額負担する運用を見直すとともに、現状保存が必要となった場合の事業者への補償(行政による土地買収等)を明確化するなど、事業者に対する負担軽減を要望する。 要望の実現により、埋蔵文化財包蔵地の活用・流通が活性化し、結果として調査契機が増え、文化財保護法の目的のひとつである文化財の検出契機増加にもつながることが期待できる。</p>	(一社)日本経済団体連合会	文部科学省	周知の埋蔵文化財包蔵地において開発事業を行うに当たっては、文化財保護法第93条第1項及び第184条第1項第6号等により都道府県又は市の教育委員会に届出を行うこととされており、当該届出後、開発事業者と教育委員会の間で開発予定地にある埋蔵文化財の取扱いを協議することが通例となっています。当該協議において、埋蔵文化財の現状保存ができない事となった場合は、文化財保護法第93条第2項及び第184条第1項第6号等に基づき、都道府県、指定都市教育委員会は事業者に対し、記録保存調査(本発掘調査)の実施を指示しているところです。 当該指示を受けて、事業者は教育委員会等に委託して記録保存調査を実施することになりますが、当該調査に係る費用は、原則として埋蔵文化財の現状保存を不可能にする事業者に対し、その負担の協力を求めているところです(いわゆる「原因者負担」)。 なお、開発事業の実施の際は、文化財保護法第99条第1項に基づく試掘調査の段階で、開発予定地にある埋蔵文化財を駐車場や緑地として残すなど、記録保存調査の経費を可能な限り削減するための協議を行うことが通例となっています。 また、記録保存調査後、開発予定地にある埋蔵文化財がきわめて重要であると判明した場合、事業者と教育委員会が協議の上、現状保存の措置を取る場合があります。	文化財保護法第93条第1項・第2項、第99条第1項・第2項、第184条第1項第6号等	現行制度下で対応可能	埋蔵文化財は、過去の人々の生活や社会のあり方を示す痕跡であり、我が国の歴史を解明する上で重要な価値を有する貴重な国民全体の財産であり、可能な限り現状で保存することが望ましいこととされています。 しかしながら、全国的に周知の埋蔵文化財包蔵地の所在密度が極めて高いことから、その所在地に及んでくる開発等の計画をすべて排除し、上記の目的を達成することは不可能であり、また、開発が行われる前すべての埋蔵文化財の価値を判断することは現実的に不可能です。 このため、周知の埋蔵文化財包蔵地において開発事業が計画され、埋蔵文化財の現状保存ができない事となった場合、埋蔵文化財保護としては次善の策ではありますが、文化財保護法第93条第2項及び第184条第1項第6号等に基づき、都道府県、指定都市教育委員会は事業者に対し、記録保存調査(本発掘調査)の実施を指示しているところです。 当該指示を受けて、事業者は教育委員会等に委託して記録保存調査を行うこととなりますが、埋蔵文化財保護の観点から、当該調査に係る費用について事業者が経済的負担を行うことは、文化財保護法の趣旨を逸脱した不当に過大なものではない以上、原因者たる事業者において負担することが適当であると考えます。 なお、開発事業の実施の際は、試掘調査の段階で、開発予定地にある埋蔵文化財を駐車場や緑地として残すなど、記録保存調査の経費を可能な限り削減するための協議を行うことが通例であるとともに、零細な事業者の開発事業等、費用負担を求めることが困難なものについては当該経費を地方公共団体が負担するよう指導・助言しており、これについて国庫補助を行っているため、開発事業の計画段階から早急に地域の教育委員会に相談いただく必要があります。 また、開発事業の実施に当たっては、事前に事業者と教育委員会の間で緊密に協議を行うことが通例となっており、ご提案にある記録保存調査後、現状保存の措置を取ることとなった場合の損失補償については、開発事業開始前に双方で取決めをしておくべき事柄であると考えます。なお、現状保存の措置を取ることとなった埋蔵文化財が国指定史跡に指定された場合については、当該指定地を国庫補助事業によって公有化することが通例となっており、今後も当該補助の充実に努めてまいりたいと考えています。	



規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。
- ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項)に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項
- :再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項
- △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果			規制改革推進会議における再検討項目	
								制度の現状	該当法令等	対応の分類		対応の概要
281121024	28年11月21日	28年12月19日	29年1月31日	著作物の例外的使用の弾力的運用	私は公共職業訓練施設の修生です。職業訓練施設の関係者から、こんな話を聞きました。訓練授業に使用している資料について、一般企業や出版社より著作権法に違反しているので著作物の使用はやめてほしいとの要望が出ています。職業訓練施設は学校教育法に基づく教育機関ではないので、著作権法第35条の適用を受けないというのがその理由のようです。しかしながら、学校も職業訓練施設も「将来働くために必要な教育を行うところ」には変わりありません。しかも職業訓練施設は、失業者や非正規労働者を対象にしている場合が多く、失業者の低下や非正規労働者の正規化を行うために重要な施設です。そのためにも、学校教育と同様に著作物の例外的使用の運用が必要で、職業訓練施設も教育機関と同じ位置づけとして、訓練授業に著作物が著作権法第35条の範囲内で使用できるよう、法制度の運用を見直して下さい。	個人	文部科学省	ご提案のような目的での著作物の利用については、著作権者の許諾を得ることにより、その許諾の範囲内において当該著作物を利用することができます(著作権法第63条第1項・第2項)。この他、著作権法上、一定の場合には、権利制限規定により、著作権者の許諾なく著作物を利用することができることとされています。例えば、公表された著作物は、公正な償行に合致するものであり、かつ引用の目的上正当な範囲内で行われるのであれば、引用して利用することができます(同法第32条第1項)。なお、学校その他の教育機関における著作物の利用については、一定の条件の下で、複製や授業の同時中継のための公衆送信を行うことができますが(同法第35条)、その他の場合においては、権利制限規定の適用がある場合を除き、権利者の許諾なく著作物を利用することはできません。	著作権法第32条第1項、第35条、第63条第1項・第2項	事実承認	著作権法は、基本的には民法の特別法であり、私人の財産権である著作権(私権)等について定める法律であって、著作物の利用を規制(禁止)するものではありません。なお、著作権法第35条における「学校その他の教育機関(営利を目的として設置されているものを除く。)」について、具体的にどのようなものが該当するかは、最終的には司法により判断されることとなります。同条にいう教育機関の解釈について、組織的・継続的教育機能を営む教育機関を指すとし、職業訓練施設等も含むとの解釈を採用する学説も見受けられるところで(加戸守行「著作権法逐条講義六訂新版」281頁)。	
290119002	29年1月19日	29年1月31日	29年2月15日	外国人を大学教員(研究者)として受け入れる際の取扱いの明確化	【具体的内容】 国立大学法人を対象に文部科学省が導入を求めているクロスアポイント制度をはじめ、大学が外国人を教員(研究者)として受け入れる場合、(1)在籍出向という形式をとっても、職業安定法44条に規定する労働者供給事業には該当しないこと、及び(2)出向先が給与の一部を支払うことが可能なことを明確化すべき。 【提案理由】 (1)経済産業省産業技術環境局・文部科学省高等教育局が作成した「クロスアポイントメント制度の基本的枠組と留意点」(平成28年12月26日)は、人事労務管理の一貫として行われる在籍出向に限り、社会通念上、労働者供給事業に当たらないとの解釈を採用しており、クロスアポイント制度等の現状に合わないものとなっている。 すなわち、「一般的に、1.雇職者対策を目的とした関係会社における雇職者の確保、2.経営指導、技術指導、3.職業能力の開発、4.企業グループ内の人事交流等を目的として在籍出向させているものについては、社会通念上、「業として行われる」と判断し得るものは少ない」としつつ、その一方で「職業安定法第44条で禁止されている労働者供給事業と区別するための書類として、協定(又は協定が規定する規定・規則等)に…1~4の出向目的のうちいずれかを、実態に即して明記することが「適当である」としている(1~4は例示にすぎないにもかかわらず、そのいずれかを明記することを要求している)。 (2)給与についても「クロスアポイントメント協定、雇用契約等に基づき、それぞれの機関がそれぞれの給与体系で負担するとともに、それぞれの給与を合算したものを、出向元又は出向先のいずれかが一括して研究者等に支払うもの」としており、在留資格「教授」として受け入れを行うこと(受け入れ先が給与を支給していることが必要となる)を困難にしている。	個人	文部科学省 経済産業省	『クロスアポイントメント制度の基本的枠組と留意点』は、クロスアポイントメント制度における医療保険、年金、労災といった面において教員に不利益が生じないように整理し、モデルケースとして在籍型出向を推奨しているものです。実際に制度を導入される際は、本通知を参考にしつつ、両機関との協定、各機関と教員との雇用契約等、関係者間で不利益が生じないよう取り決めた上、個別にご検討いただくようお願いしております。よって、大学が外国人教員を受け入れる際は、その実態に即してのご対応をお願いしております。	-	事実承認	(1)在籍型出向のうち、①雇職者対策を目的とした関係会社における雇職者の確保、②経営指導、技術指導、③職業能力の開発、④企業グループ内の人事交流等を目的として行われるものについては、社会通念上「業として行われる」と判断し得るものは少なく、職業安定法第44条で禁止されている労働者供給事業に該当するようなケースが生じることは少ないと考えられています。よって、本通知で挙げられているクロスアポイントメントを個別に運用するにあっても、労働者供給事業と明確に区分するべく、出向元と出向先の関係、出向の目的を明確に整理し、4つの出向目的のいずれかを実態に即して明記することを推奨しており、これは外国人教員を受け入れる場合も該当します。 (2)外国人教員を日本の大学が外在留資格「教授」として受け入れる際の給与の取扱いについては、雇用契約があり、実質的に支払われていることがポイントであり、その給与が日本の大学から直接支払われることは必須条件ではありません。なお、給与支払機関の医療保険や年金等を適用することが可能となるため、給与を一括して出向元又は出向先機関から支払うことを推奨しておりますが、当該通知P3の8行目の記載にあるように出向元と出向先のどちらにおいて給与を一括して支払うかについては、合理的理由により決定されるものと整理しています。	
290210002	29年2月10日	29年2月23日	29年3月15日	櫛葉町の小中学校における遠隔教育の導入	1.提案の具体的内容及び提案理由 櫛葉町では、震災以降、住民の帰還が進んでいない。特に子供のいる世帯が地域に帰ってくるのが最大の課題。 (参考)櫛葉町の小中学校の現状 震災前 櫛葉町で通学希望 (22年度末)(28年12月調査) ・小学生 432人 54人 ・中学生 254人 43人 このため、教育内容の質を高め、魅力的な教育環境を整えることは必須。しかし、大都市圏から遠隔地にある櫛葉町では、域内だけでは困難、ICTを活用した遠隔教育を導入し、域外の教育人材を最大限に活用したい。域外の人材として、慶応義塾大学の教授陣などに協力を得るべく準備を進めている。 (1)小中学校における遠隔教育の導入 平成27年4月から高校における遠隔教育は解禁されたが、小中学校では認められていない(教育課程上のすべての授業で「対面」が必須とされている)。大都市圏から遠隔地にあるなどの特殊事情のある地域では解禁することを提案する。 (注)なお、現状でも、教室に教諭がいる状態で、テレビ電話により域外から追加的に授業に参加することは可能だが、これでは、限られた教員を最大限有効に活用できない。 (2)教員免許保有者以外による授業 現状では、「特別非常勤講師」「特別免許状」などの制度があるが、 ・「特別非常勤講師」は、教科の領域の一部しか担当できない、 ・「特別免許状」は、免許付与が硬直的、といった制約がある。 遠隔教育を導入するうえで、たとえば大学教員(小中学校の教員免許非保有)が特定教科を一貫して担当できるようにするなど、より柔軟な人材活用を可能にすることを提案する。	櫛葉町	文部科学省	平成18年の改正教育基本法、これを具体化した平成19年の改正学校教育法に規定した義務教育の目的や目標を達成するため、義務教育諸学校においては資格のある教員が子供と同じ教室にいたが授業を行うことが必要です。	教育基本法第5条、学校教育法第21条等、教職員免許法第3条	対応不可	資格のある教員の存在を前提としたICTを活用した教育は現在でも実施可能であり、この中でご提案にある慶応義塾大学の教授陣などの方から遠隔地より授業に参加していただくことが可能です。市町村立の義務教育諸学校においては、学級数等に応じて必要な教職員定数の措置を行っているほか、福島県に対して、東日本大震災により被災した児童生徒に対する心のケアや学習支援のため、教職員定数の加配措置を行っているところでも。この上で、資格のある教員の下、遠隔地にいる多様な人材にICTを活用して授業に参加していただければ、子供たちにとってより魅力的な教育が行えるものと考えます。	
当該要望については、平成29年3月21日付で要望者から取り下げたい旨の意向があった。												

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と措置概要

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

- ※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。  
 ◎:各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議)で検討している事項及び検討を予定している事項  
 ○:再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項  
 △:再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

受付番号	受付日	所管省庁への検討要請日	内閣府での回答取りまとめ日	提案事項	提案の具体的内容等	提案主体	所管官庁	所管省庁の検討結果				規制改革推進会議における再検討項目
								制度の現状	該当法令等	対応の分類	対応の概要	
290228001	29年2月28日	29年3月8日	29年3月31日	大学敷地の開放	<p>昨年、国立大学法の改正にて、財務基盤の強化という立て付けにおいて大学側の保有地を開放できる法案が通過したようだが、未だ進展が見られず、北海道大学のみがある程度の成果をあげようとしている。しかしながら多くの大学は変わらず、大学寮や学生のための・・・なんて風潮が根強い。少子化、高齢化の中で大学教育においてあれだけ広大な土地が本当に必要か疑問だ。介護施設や待機児童対策、保育所等など、大学が保有する土地の使途は計り知れないと思っています。</p> <p>寄付等の関係も構築できれば、尚更大学側へのメリットも大きくなるし、企業側の商イメージにも貢献できる。セキュリティも確保されたこの私有地は大学側も企業側も休眠地の覚醒と大きいものがあると思っています。</p> <p>せつかくの改正法案が死法とならない事を祈るばかりです。私学含め自己所有財産の有効活用は地域貢献も含め今後の期待するところです。</p>	個人	文部科学省	平成28年5月の国立大学法人法改正により、国立大学法人は、その対価を教育研究水準の一層の向上に充てるため、教育研究活動に支障のない範囲に限り、文部科学大臣の認可を受けて、国立大学法人の業務に関わらない使途として、土地等を第三者に貸し付けることができることとなりましたが、本改正の施行は平成29年4月1日となり、受付時点ではまだ運用されておりません。	国立大学法人法第34条の2	事実誤認	「制度の現状」で前述した通り、御指摘の国立大学法人法改正による、土地等の貸付けの規制の緩和については、平成29年4月1日施行です。	